【規程番号　神女大短Ⅱ－007】

神戸女子大学・神戸女子短期大学名誉教授称号授与規程

（称号の授与）

第１条　神戸女子大学又は神戸女子短期大学（以下「本学」と総称する。）は、本学に学長又は教授として多年勤務し、かつ、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、この規程の定めるところにより、神戸女子大学名誉教授又は神戸女子短期大学名誉教授（以下「名誉教授」と総称する。）の称号を授与する。

（勤続年数）

第２条　前条に規定する学長又は教授として多年勤務した者とは、本学の学長又は教授として 15 年以上勤務した者をいう。

２　前項の勤続年数の計算については、次の各号に掲げる年数を通算することができる。

(1) 本学の准教授又は助教授として勤務した年数の２分の１、助教又は講師として勤務した年数の３分の１

(2) 本学以外の大学（短期大学を含む。）の教授として勤務した年数の３分の２、准教授又は助教授として勤務した年数の３分の１、助教又は講師として勤務した年数の９分の２

３　前項の規定は、本学の学長又は教授として勤務した年数が５年以上の者に限り適用する。

（勤続年数の特例）

第３条　神戸女子大学瀬戸短期大学の教授として勤務した年数は前条第１項を適用し、准教授又は助教授、及び助教又は講師として勤務した年数は同条第２項第１号を適用する。

（特別選考）

第４条　第２条及び第３条の勤務年数にかかわらず、教育上又は学術上卓越した功績のあった者に対しては、特別に選考して名誉教授の称号を授与することができる。

（選考方法）

第５条　名誉教授の選考を行うに当たっては、学長の発議により選考委員会を設けて審議する。

（選考委員会）

第６条　選考委員会は、学長、副学長、学部長及び短期大学部長をもって構成する。

（辞令書）

第７条　名誉教授の称号を授与するときは、別記各様式による称号記を交付する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

第１条　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

第２条　この規程の施行に伴い、神戸女子大学名誉教授称号授与規程及び神戸女子短期大学名誉教授称号授与規程は廃止する。

（別記様式１：神戸女子大学名誉教授称号記）

名誉教授第　　号

氏　名

神戸女子大学名誉教授の
称号を授与する

年　月　日

神戸女子大学

（別記様式２：神戸女子短期大学名誉教授称号記）

名誉教授第　　号

氏　名

神戸女子短期大学名誉教授の
称号を授与する

年　月　日

神戸女子短期大学